

平成22年度 第5回 常呂まちづくり協議会 会議要旨

◎日 時	平成22年10月25日(月)午後6時00分～
◎場 所	常呂総合支所 2F 第1会議室
◎出席者	協議会：10名 清井会長、秋葉委員、葛西委員、澤向委員、鈴木委員、田淵委員、寺町委員、広瀬委員、三角委員、室田委員
◎北見市	白石総合支所長、鈴木教育事務所長、三嶋市民環境課長、森田保健福祉課長、辻産業課長、岡本建設課長、芥川生涯学習課長、加藤図書館長、武田ところ遺跡の森所長、山田水産課長 事務局：吉田次長、川村地域振興担当係長、佐伯地域振興担当

開 会

清井会長 : 挨拶

会議成立 : 委員15名中9名出席(自治区設置条例第7条第3項)

議 題

(1) 常呂自治区内事業の今後のあり方について

清井会長 : 前回に引き続きまして、第3次実施計画に係る懸案事業の審議を行います。
まず、水産課からお願いします。

山田水産課長 : 水産課所管事項について資料2・資料3に沿って説明
No.40 水産基盤整備事業(常呂漁港)
No.41 汚水処理施設整備事業(トウフツ地区)
No.42 ホタテエキス精製施設整備事業
No.43 定置作業保管施設整備事業
No.44 サロマ湖漁港防氷堤維持管理事業
No.45 漁協前公衆トイレ下水道接続・改修事業
No.46 外海ホタテ漁場水質観測装置導入事業

清井会長 : ただいま説明のありました水産課所管事業について、何かご質問等ございますか。

委員一同 : 質問なし

清井会長 : 次に、教育事務所をお願いします。

鈴木教育事務所長 : 教育事務所総務課所管事業・常呂学校給食センター所管事業について資料2・資料3に沿って説明

No.10 常呂中学校校舎整備事業

No.17 給食配送車購入（更新）事業

清井会長 : ただいま説明のありました教育事務所総務課及び常呂学校給食センター所管事業について、何かご質問等ございますか。

委員一同 : 質問なし

加藤図書館長 : 常呂図書館所管事業について資料 2・資料 3 に沿って説明

No.15 移動図書館車更新事業

No.16 幼児・児童サービス用蔵書充実事業

清井会長 : ただいま説明のありました常呂図書館所管事業について、何かご質問等ございますか。

葛西委員 : 前のマイクロバスから事業費がこれだけ下がったということは大変結構で、民間的な発想が入って、今後も他の事業でもこのような考え方を望みます。

三角委員 : これは新車ですか。改造費と新車はそれぞれいくらですか。中古ではダメなのでしょうか。

加藤図書館長 : 改造費込みで440万円ですが、車両価格だけだと、多分定価で240万ぐらいと記憶しています。

鈴木教育事務所長 : 今度の新しい過疎法の中で、ソフト事業も過疎債の適用になることになったんです。それを活用して持ち出しを少ない形で新車で考えています。

鈴木委員 : この手の車の中古はないと思います。

加藤図書館長 : 現在使っているマイクロバスは、もともと旧常呂町が使っていたバスを廃車にしたものを活用したのですが、そのときの改造費は300万円くらいかかっています。そのことを考えると新車で長く利用したほうが効率的だと考えています。

鈴木委員 : 図書の関係ですが、前に本を借りようと思ったときに、常呂の図書館になくて留辺蘂かどこかから回してもらって本を借りたことがあったんです。蔵書とかの関係もあるかもしれませんが、もうすでにやられているかもしれませんが、例えば、新刊は各自治区でどれがいいというのは別にして、ある程度ダブらないようにしてローテーションを組んでとか、そういう考えはないのですか。

加藤図書館長 : 19年度にこれまで4自治区ばらばらだった図書館システムを一つのシステムにしました。全部の蔵書のデータが一つのサーバーに入っていますが、新刊書に対する要望は、北見でも常呂でもあまり変わらないんです。そのなかで、貸し出しに関しては、自分達の自治区の人を最優先という考えを持っていますので、購入して3ヶ月間は他の自治区に貸し出しはしないというルール作りをしています。そういうことで本の購入に関してはそれぞれ別々ということになっていまして、新刊書に関しては相当程度ダブるということはあります。本当であれば、一つの本を上手に使いえばよいのですが、現実にはなかなかそうはならないところがあります。

鈴木委員 : それぞれの地域で見たい本があったりすることもあるのかなと思うので、定

期的に回したほうが有効的だと思うのですが。

加藤図書館長 : 現在では毎日各総合支所を行き来する文書便を活用して本を貸したり借りたりして、4自治区の中で何十冊という本が流通しています。常呂は、ほかの自治区から借りるよりも貸し出しするほうが圧倒的に多いです。

芥川生涯学習課長 : 生涯学習課所管事業について資料2・資料3に沿って説明

No.11 常呂町多目的研修センター施設整備事業

No.12 常呂町スポーツセンター整備事業

No.13 常呂町健康温水プール整備事業

No.14 常呂町カーリングホール整備事業

清井会長 : ただいま説明のありました生涯学習課所管事業について、何かご質問等ございますか。

葛西委員 : 11番のプロジェクターはどのくらいするものですか。

芥川生涯学習課長 : 今は視聴覚室に固定のものをつけているのですが、古くなってもう見れる状態ではないということで、それをやめまして、携帯もできる一般的なプロジェクターの設置を考えています。価格は30万程度です。

秋葉委員 : カーリングホールの関係ですが、まだ方向性が決まっていないという話でしたが、ここで出ている予算というのは。

芥川生涯学習課長 : まだ、最終的な結論は出ていませんが、これで要望するという事です。

清井会長 : 次に、ところ遺跡の森をお願いします。

武田ところ

遺跡の森所長 : ところ遺跡の森所管事業について資料2・資料3に沿って説明

No.18 史跡「ところ遺跡」公園整備事業

No.19 常呂川河口遺跡埋蔵文化財保存活用整備事業

No.20 常呂遺跡世界文化遺産登録推進事業

清井会長 : ただいま説明のありましたところ遺跡の森所管事業について、何かご質問等ございますか。

委員一同 : 質問なし

清井会長 : 次に、保管福祉課をお願いします。

森田保健福祉課長 : 保健福祉課所管事業について資料2・資料3に沿って説明

No.65 福祉バス更新事業

清井会長 : ただいま説明のありました保健福祉課所管事業について、何かご質問等ございますか。

葛西委員 : 福祉バスとは何ですか。

森田保健福祉課長 : 市に規定がありまして、福祉用の目的で導入され優先的に使うバスで、老人クラブなどで使っています。

事務局 : 役所にある大きいほうのバスのことです。導入の時には福祉の事業を活用し

て入れています。使う目的の福祉の事業が優先されますが、市の主催事業など一般にも使わせている経過があります。

寺町委員 : 今、4自治区で1台しかリフト付きのバスがなく、留辺蘂がまだ先の予定ということであれば、今、常呂でリフト付にしておけば4自治区で2台になるのですが、そういう考え方にはならないのでしょうか。そうすると、常呂のバスを留辺蘂に貸したり出来ると思うのですが。

森田保健福祉課長 : まだ、4自治区内でリフトバスを全体で何台にするかという協議はしていませんが、利用の頻度がどのくらいあるかということなんです。北見の車椅子の方に聞いたのですが、いろいろな活動をされている方については、ほとんどの方が、北見市の場合は車の改造資金が出ますので、それを利用して個人で改造しています。車椅子のカーリングにいられている方も、みなさん遠くの大会に参加するときには、相乗りしていくという話を聞いていますので、そういう方たちはバスを利用することはないです。考えられるとしたら、例えば、今はないですが老人クラブなどで車椅子の方が参加したいという時だと思うのですが、これまでは、問い合わせなどがあつたとか要望があつたとかは聞いていませんので、大丈夫ではないかと思えます。

あとは、もう一つ距離的な問題で、バスを融通するということは移動も出てきますので、留辺蘂と端野だとちょうど距離的にもどうかというところもあります。夏の繁忙期だと、北見あたりですと夏は毎日なんです。夜7時くらいに帰ってきて洗って整備して、次の朝また7時くらいから出るという実体もあります。そうすると、移動時間で考えると距離的なものも考慮していかなければと思っています。

白石支所長 : まずは、障がいを持った人だけが使うバスではないということですね。先ほどあつたように高齢者の方の利用が多く、今後もどんどん高齢者が使う頻度が高くなるということがあつたと思うんです。一方で障がいを持った方の利用は、北見市全体でも4回しかない現状にあります。今後、障がいを持った方の利用頻度が高まつたときには、それにあわせた対応をしていくということになると思いますので、まずは現状をおさえた中での対応ということで考えておいていただきたいと思えます。

森田保健福祉課長 : 常呂自治区の中での利用では、圧倒的に老人クラブが多いんです。身障関係では、ゲートボール大会に行くときくらいです。

清井会長 : 次に、産業課お願いします。

辻産業課長 : 産業課所管事業について資料2・資料3に沿って説明

No.22 道営担い手支援畑総事業 常呂土佐地区

No.23 道営担い手支援畑総事業 常呂岐阜地区

No.24 道営基幹水利ストックマネジメント事業 常呂地区

No.25 集落基盤整備事業（基幹水利施設整備型）常呂地区

No.26 経営体育成基盤整備事業（畑地帯整備型）常呂豊川地区

No.27 経営体育成基盤整備事業（畑地帯整備型）常呂福山地区

- No.28 経営体育成基盤整備（通作条件整備型）常呂富丘 15 号
- No.29 基幹水利施設管理推進事業（常呂岐阜排水機場）
- No.30 常呂地区明渠排水路取付横断管応急整備事業
- No.31 常呂地区排水機場施設設備整備事業
- No.32 常呂地区幹線排水路維持管理事業
- No.33 ワッカ原生花園周辺施設整備事業
- No.34 手工芸の館整備事業
- No.35 常呂森林公園整備事業
- No.36 ワッカ原生花園環境保全事業
- No.37 常呂常南ビーチ海水浴場周辺施設整備事業
- No.38 滞在着地型観光推進事業
- No.39 サロマ湖ワッカネイチャーセンター備品更新事業

清井会長 : ただいま説明のありました産業課所管事業について、何かご質問等ございますか。

葛西委員 : まず29番の排水機場の関係で、維持管理は市でやるということですが、負担区分は市と道と受益者ということだと思っておりますが、負担区分の割合を教えてください。それと、38番の滞在着地型観光推進事業は網走市など4自治体でやるのだと思っておりますが、総事業費と単年度あたりの事業費を教えてください。

辻産業課長 : まず29番の事業の関係ですが、国の排水機場については、基本的には完成しますと、地元自治体が管理業務について委託を受けます。道営事業の場合は、財産として譲り受けるという形になり市の財産に変わります。これは国の財産ですので、市と国が契約をして管理を北見市がすることになります。そのときに、この施設は大変大きな施設で一定の基準を満たしていますので、毎年かかる経費のうち、国が30%、道が30%維持管理費をみていただけます。残りの40%を北見市が負担をするということになっています。

それから、38番の滞在着地型観光推進事業のほうですが、単年度あたりの事業費は、今のところの試算では480万円をみています。そのうち、半分の240万円は北海道から補助金をもらいます。残りの240万円を2市2町で負担しようということで、ここの資料ではそれぞれが均等割りで60万という案がでておりますが、北見市としては実際に一番恩恵を受けるのは網走市なので、網走市に少しウエイトを重たく持っていただきたいということで、具体的には240万のうち半分程度持っていただけないかという話をさせてもらっています。小清水町からは同じような考え方なのですが、それでは網走市の負担が大きすぎるということで網走市には96万くらいを持っていただいて、残り48万ずつを負担してはとの話もあります。今そのへんのせめぎあいをやっています、いずれにしても均等割りはないということで、網走市にもち帰ってもらっています。

葛西委員 : 先ほどの排水機場は国と道から60%で市が40%で、受益者の負担はないの

ですか。

辻産業課長 : 現在は分担金条例で、各施設 10 アール当たりいくらということで受益者の皆さまから負担をいただいています。今回も受益者の皆さんには負担していただくのですが、24 年度からになりますので金額とかについては今後方針を決めて、期成会もありますのでそういうところと相談して参りたいと思います。ただ全額ということではなく、6 割の補助をもらいますので農家のみなさんの負担も低く抑えられ、負担を軽減することが出来るのではないかと思います。市の 40%の部分の財源内訳として、受益者の皆さまから一定の金額を分担金としていただきます。

鈴木委員 : 21 番でワッカ原生花園植生調査というのが文化財課であって、36 番に水産商工観光担当の事業で駆除と書いてあるのですが、これは連動しているものとして考えていいのですか。調査だけは文化財課でして、駆除のほうは道でお金を出してやってくれるという話ですか。

辻産業課長 : 先日ご説明した文化財課では植生の調査をやっていくということで、産業課でやるのは、3 カ年の臨時雇用交付金を使って新たに人を雇用してやる事業なのですが、中身としては、文化財課の調査とは違いまして、ハマナスに発生するさび病やテングス病などを剪定するだとか、特定外来生物のセイヨウオオマルハナバチを駆除する仕事。それから、ネナシカズラといいまして、網をかけたように絡まっていく植物で、見た目も非常に景観が悪く、絡まっている植物を駆逐していくということで、これらの景観悪化要素の外来種やヨモギなど雑草をとる仕事をしています。3 カ年の環境保全事業は実働部隊と言いますか、実際に作業をやっていきます。たまたま今回 3 年間大きな予算がつくので集中的にやりますが、本来はワッカ原生花園の一定の景観を守っていくためには、そのあとも少しずつこれらを続けていかなければならないと思っています。文化財課のほうでは、定期的に専門家としてワッカの健康診断といいますか調査をしていただいて、お互い連携をとりながら駆除作業をしていきたいと思いません。

清井会長 : 次に、建設課お願いします。

岡本建設課長 : 建設課所管事業について資料 2・資料 3 に沿って説明

No.47 常呂地区特定環境保全公共下水道整備事業（污水管渠）

No.48 常呂地区特定環境保全公共下水道整備事業（雨水管渠）

No.49 常呂終末処理場整備事業

No.50 送配水施設整備事業（簡易水道）

No.51 原水及び浄水施設整備事業（簡易水道）

No.52 市営住宅改修改善事業

No.53 デジタル道路台帳整備事業

No.54 常呂町川東線道路整備事業

No.55 常呂町北進町 1 号線道路整備事業

- No.56 常呂町北進町 2 号線道路整備事業
- No.57 常呂町北進町 3 号線道路整備事業
- No.58 常呂町 3 号線道路整備事業
- No.59 常呂町中央線改築事業
- No.60 舗装道補修整備事業
- No.61 常呂町 6 号線道路排水整備事業
- No.62 常呂町西 10 線横断管改良事業
- No.63 幹線側溝マンホール補修事業
- No.64 雪寒補助建設機械等更新事業

清井会長 : ただいま説明のありました建設課所管事業について、何かご質問等ございますか。

葛西委員 : オーバーレイとは何ですか。

岡本建設課長 : 舗装をかけ直しすることをいいます。

三角委員 : グレーダーはまだ新しいような気がするのですが。

岡本建設課長 : 管理は行き届くように整備はしていますが、通常は 15 年から 16 年おきに更新しております。キロ数にもよりますが、今は年数で更新していくことが多いです。

三角委員 : 54 の常呂町川東線道路整備事業ですが、今この道路は弁天、豊浜地区の中学生や高校生が自転車で通学していますが歩道がないんです。道路も狭いし、事故が起こるのではとハラハラしているのですが、高校生や中学生になると部活などで帰ってくるのが夜遅くなり、真っ暗なんです。水没する恐れがあるので道路を上げるといっていますが、上げるんだったらもう少し幅を広くして歩いている人や自転車に乗っている人が行けるように確保したほうがいいと思うのですが。

岡本建設課長 : 今、測量を実施しまして整備しようとしているところなんです、現状は 5 メートル 50 センチほどしかありませんが、新しい道路につきましては嵩上げもしますが縁石から縁石の間を 7 メートル 50 センチほどに拡幅して路側帯の部分をもたせるようにしていますので、今の道路よりは広くなります。照明とか真っ暗だということについては、ほかの方からも、ここの道は暗いという話は聞いておりますので、検討していかなければならないと思っています。

三角委員 : 遺跡の施設が出来ることによって、この道路をみんなの通りやすい道路にという計画はないのですか。

岡本建設課長 : 道路を整備することによっての拡幅、国道 238 号の出入口の拡幅など交差点が見つらいとか道路が狭いので通りにくいといったことがありましたので、そういったことを加味して設計はやっていると思います。

三角委員 : かなり交通量が増えると思うので、やはり歩道とかは作ったほうがいいと思うのですが。

武田ところ

遺跡の森主幹 : 遺跡の話題が出たのですが、拡幅するとなると大地側に拡幅することになる

と思うんですが、そうすると国の史跡に指定されたエリアにどうしてももっていかなければならないという場面が出てくると思うのですが、今の文化財保護法の中の趣旨でいきますと、史跡は確実に保存保護を目的としているものなので、そこに広げるということは法律上好ましくないという考え方もあるんです。先ほど岡本建設課長から話がありましたが、本当に指定解除という形になれるかどうかというのは設計図が出来上がってきた段階で、国のほうと綿密な打合せをしながら可能性があるかどうか判断をもらうような形になってからということになると思いますので、指定解除が今出来るかどうかというのはすぐに結論は出てこないと思います。もしかすると、命にかかわるような場面があれば指定解除ということはあるかもしれませんが、それ以外では法律の趣旨からいってなかなか厳しいというのが現状だと思います。

私の立場で言うと、どちらかという川側のほうに広げてもらうような形であれば、比較的余裕を持って道路を造れるのではないかと思います。

三角委員 : 24年ですよね。ここに施設が建つのは25年か26年度なんですよ。建てる前にここをやってしまえばいいことですよ。

鈴木委員 : 私もここは散歩しますが歩道は必要だと思います。

三角委員 : ここは交通量が多いんです。

岡本建設課長 : 今の現状とこれから川東道路は橋の架け替えとリンクしていますので、状態を見なくてはいけないというところはあるのですが、交通量が増えるということもあると思います。歩道だとか照明だとかについても検討しなければならないと思っています。

清井会長 : とりあえず照明だけは急いだほうがいいですね。

白石支所長 : 地域をめぐっているいろんな動きがあります。それは、産業的なことでいうと魚介類を搬送するトラックがここを相当量通る可能性をもっています。今のところ市がやろうとしているのは、一部国道から400メートルの区間だけを整備するという計画になっています。そうすると、残っている部分はどうするのかということも課題として出てきます。もう一つは、遺跡の関係で常呂地域として新たな箱物も含めての動きをしなくてはいけないということがあります。それとリンクして、子供たちの安全も含めてどうするのかということが課題になっているのですが、これから先に向けてどういうふうにトータル的に考えるのかというのが新たな地域的な課題になってくるとことを認識しているのですが、史跡の関係でそう簡単に整理できないものがあったり、周辺に住宅も張り付いてますから、それらも含めてどうするのか。川もどうするのかということも含めていろいろ絡んでいるんです。内部検討はしていますが、今の段階ではっきりこうしますだとか、交通体系をどう整理するかというきちんとした話はまだ出来ない状況にあります。

三角委員 : 神社の横にかもめ保育所がありますが、そこへの通園でも朝の交通量はかなりのものがあるんです。一番最初に直さないといけないかは分かりませんが、そのくらいに値するところだと思います。近くに住んでいて、いつも危ないな

と思いながら運転しています。早急に話し合ってみますというよりも、私は近々にやったほうがいいと思います。

清井会長 : 懸案事項の説明は以上で終わりましたが、去年は総合支所のほうで案を出してもらって協議会でどれがいいなどの話し合いをしたのですが、出来れば今年もそのような感じで進めていったらいいのかなと思うのですがいかがでしょうか。

よろしければ、次回までに総合支所側の案を出していただくということにします。

本日の協議会はこれで終了とし、次回の協議会で優先事業の審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

【次回開催日程】

事務局 : 次回の協議会の開催についてですが、時間をおかないで、近日中に続きの審議をお願いしたいと考えております。本日協議会終了後、みなさんのスケジュールを確認したいと思いますのでよろしくお願いします。

清井会長 : 以上をもちまして、平成 22 年度第 5 回常呂まちづくり協議会を終了いたします。